



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	英語法助動詞の意味体系の指導に向けて：核意味分析に基づいて
Author(s)	大竹, 政美
Citation	北海道大學教育學部紀要, 77, 97-114
Issue Date	1998-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29578
Type	departmental bulletin paper
File Information	77_P97-114.pdf



英語法助動詞の意味体系の指導に向けて

— 核意味分析に基づいて —

大 竹 政 美

Toward Teaching the System of the Meanings of the English Modal Auxiliaries : On the Basis of a Core Meaning Analysis

OTAKE Masami

0. は じ め に

can, may, must などの英語法助動詞の最も顕著な意味特性は、その多義性である。この多義性は、話し手の判断にかかわる認識的法性、義務・許可にかかわる義務的法性、命題の構成にかかわる助動的法性という三つの種類の法性にまたがるものである。法助動詞の多義性は、「話者の意図や判断という、言語を用いる人間の心理作用にかかわる側面」を含む（中野 1993 : v）のである。

英語法助動詞の意味の指導において、法助動詞に特徴的な多義性をいかに的確に説明するかという事は重要な問題である。本論文では、各法助動詞に固有の核意味を設定し、法助動詞の持つ種々の意味をその核意味の、文脈に依存して生ずる変種として説明しようとする核意味分析（中野弘三『英語法助動詞の意味論』（英潮社、1993年））に基づいて、英語法助動詞の意味体系を指導することの可能性を探る。中野（1993）を基礎理論として採用する理由は、その意味分析法が、「各法助動詞の意味を個別的に記述する」ことだけではなく、「各法助動詞の異なった語義間の関係、異なった法助動詞間の意味関係を体系的、理論的に説明」することを目指している（中野 1993 : 1）ことにある。

本論文で取り扱う法助動詞は、最も中心的な法助動詞と考えられる can, may, must, will である。しかし、中野（1993）が取り扱っているのは、can, may, must, need である。そこで、will については、Hirozo Nakano, "On the Core Meaning of Will", *Linguistics and Philology* 4 (Tokyo : Eihosha, 1983), pp.1-27 を参照することにする。

1. 法助動詞と法性

まず、法助動詞とは何かを明らかにしなければならない。

1. 1 法助動詞の形式的特性

法助動詞の弁別的な形式的特性は、「常に時制が標示されている」、「主語との人称・数的一致に入らない」、「非現実的条件の主節に、時制が標示された動詞〔的要素〕として生起することができる」ということである。中心的な法助動詞は、may, must, can, will, shall である（Huddleston 1984 : 164-5）。

これらの形式的特性によって、法助動詞は、本動詞や他の助動詞（完了の have, 進行の be,

受動の *be*) から区別される。第一の特性は、「時制形式しか持たず、非時制形式が要求されるどんな統語論的環境にも生起しない」ということである。

- (1) * I'd like to *can* ski.
 [I'd like to *be able to* ski. は OK]
- (2) * I don't anticipate *musting* pay any more.
 [I don't anticipate *having to* pay any more. は OK]

法助動詞の後に続く位置は、非時制形式の一つである原形が要求される位置である (例. *He may be ill.*) から、法助動詞が相次いで生起することはできない。

- (3) * Soon he *will can* swim.
 [Soon he *will be able to* swim. は OK]
- (4) * I *may shall* regret it.
 [I *may be going to* regret it. は OK]

第二の特性は、「どんな種類の主語とも共に生起する単一の現在時制形式を持っている」ということである。第三の特性に関しては、次のような、現実的条件構文と非現実的条件構文との対立の例を考察されたい。

- (5) a. If Ed comes tomorrow, we *can* play bridge.
 b. If Ed came tomorrow, we *could* play bridge.

(5 b) のような非現実的構文の主節の最初の動詞的要素は、法助動詞の過去時制形式でなければならない。(5 a) のような現実的構文の主節は、法助動詞を含まなくてもよい (Huddleston 1984 : 129-30)。

1. 2 法性と命題

「法助動詞」(modal auxiliaries) という名称は、法助動詞の意味が「法性」(modality) にかかわるものであることに由来する。法性は、「文の内容に対する話者の心的態度」を表す。文の内容を「命題」(proposition) と呼ぶと、文の意味は、おおざっぱに言って、命題と法性 (= 「命題のとらえ方およびその提示の仕方」) にかかわる部分から成る (中野 1993 : 1-2)。

ここで、文の内容とは、文によって記述される「事態 (出来事, 状態)」(中野 1993 : 4) である。また、法助動詞を含む文において、命題を表すのは、「法助動詞を除いた主語 NP と述部 VP の部分」である (中野 1993 : 202)。

話し手の判断にかかわる認識的法性は、「主観的認識的法性」と「客観的認識的法性」の二つに分類される。主観的認識的法性とは、「命題が真である可能性/必然性についての話者の主観的判断」を表すものである。たとえば、

- (6) Alfred *may be* unmarried.

の *may* が、「*Alfred-be-married* という命題が真であるか否かについての確かな知識を欠く」ために、話し手がその命題が真である可能性があると信ずるという「話者の主観的な推測」を表すものとして用いられたものとするば、この *may* が表す法性は主観的認識的法性である。同様に、

(7) *Alfred must be unmarried.*

の認識的必然性を表す *must* は、日常の言語使用の場では、「必ずしも完全に客観的、論理的根拠を持たない話者の主観的判断」を表すことのほうが多い(中野 1993: 20-1)。

他方、客観的認識的法性とは、話し手が、自らの知識に基づいて、命題が真である可能性／必然性を「客観的な事実として述べる」ものである。認識的法性を表す場合の *can* は、客観的認識的法性を表す(中野 1993: 21, 24-5)。

(8) a. *Can it be true?*

b. That *can't* be true. (= It is not possible that that is true.)

義務・許可にかかわる義務的法性は、「話者が聴者に対して行う〈要請〉、〈許可〉という発話行為」を含むか否かによって、「遂行的義務的法性」と「非遂行的義務的法性」の二つに分類される。許可を表す *may* は平叙文ではほとんど常に遂行的に用いられ、義務を表す準法助動詞 *have to* は常に非遂行的に用いられる。他方、許可を表す *can* は非遂行的な性格が強いが、文脈によっては遂行性を帯びることもあり、義務を表す *must* はしばしば遂行的に用いられるが、文脈に応じて非遂行的意味を表すこともある。

(9) a. *You may smoke in here.*

(= I permit you to smoke in here.)

b. *You can smoke in here.*

(= You have permission to smoke in here.)

c. *You must be back in camp by ten.*

(= I demand of you that you be back in camp by ten.)

d. *You have to be back in camp by ten.*

(= You are obliged to be back in camp by ten.)

通常、*may*, *must* は「権威を持った話者が聴者に対して許可、要請を行なうという遂行的意味」を表すのに対して、*can*, *have to* は「聴者に許可が与えられ、義務が課せられている状態(この場合、話者はそのことの報告者である)」を表し、非遂行的である(中野 1993: 27-8)。

主観的認識表現と遂行的義務表現は、それぞれ、「話者の認識的判断」と「話者の与える許可／義務」を表すという点で、話し手の関与が認められる。他方、客観的認識表現と非遂行的義務表現は、それぞれ、「可能性／必然性と許可／義務が話者[とは独立に、]客観的に存在する」ことを表すという点で、話し手の関与が認められない。このように、認識的法性と義務的法性は、どちらも、話し手の関与の有無によって、下位区分される(中野 1993: 29)。

文の、法助動詞などの法表現を除いた部分が表す命題から新たな命題を構成することにかかわ

る動的法性には、もっぱら、話し手の関与が認められない。

- (10) a. *Can* we meet again tomorrow?
b. John *cannot* speak English.

動的法性には、認識的法性や義務的法性とは違って、話し手の関与の有無による区別はないのである（中野 1993: 34-5）。

1. 3 法助動詞の多義性

英語法助動詞の特色は、そのほとんどが、「認識的法性」(epistemic modality)、「義務的法性」(deontic modality)、「動的法性」(dynamic modality)という三種類の法性のうちの二つまたは三つを表しうることである（法助動詞の「多義性」）（中野 1993: 89）。

1. 3. 1 法性の種類

認識的法性は、「話者の自らの知識に基づく判断」をいう（中野 1993: 18-9）。この法性は、「話し手が知っていることに照らした、[命題の] 真実性の地位」を問題にする（Huddleston 1984: 167）のである。

たとえば、

- (11) a. He *may* be ill.
(=彼が病気であるとは私は知らないが、彼がそうである可能性がある)
b. He *must* be a friend of hers.
(=彼が彼女の友人であることは、一片の知識として私の頭に入れておいたことではないが、私がより直接に知っていることからの必然的な結論として私が提出することである)

という法助動詞を含む文を話し手が用いるとすれば、その理由は、典型的には、「私が、[対応する、法助動詞を含まない文を] 主張することを正当化するであろう（直接的な）知識を私が持っていない」ということであろう。認識的法性は、「問題になっている事態を対象とする、話し手の知識に関する含意」を伴うのである（Huddleston 1988: 78）。

義務的法性は、「義務／許可」の意味をいう（中野 1993: 26）。この法性において問題になるのは、「何かが行われるかどうか」である（Huddleston 1984: 167）。

義務的法性を表す表現の意味は、「義務／許可を課する（与える）」もの（「義務の源」(deontic source)）、「義務付けられた／許可された行為を実行する者（行為実行者）」、「義務付けられた／許可された行為の内容（行為内容）」という三つの要素に分析できる。たとえば、

- (12) a. You *may* go now.
b. You *must* leave now.

という法助動詞を含む文では、行為実行者は文の主語の指示対象で、行為内容は文の命題内容と

決まっているが、義務の源は話し手とは限らない。義務の源が話し手である場合には、法助動詞を含む文が「〈要請〉、〈許可〉などの発話行為を遂行する」(中野 1993: 26-7)。

動的法性は、認識的法性や義務的法性とは異なる、「話者の判断や義務の源とは直接関係のない可能性や必要性」をいう。たとえば、*can*, *have to* などは、「単純にある事柄の [生起・存在] が可能／必要であることや、文の主語 [の指示対象] にとって可能／必要であること」を表すことができる。

- (13) a. *We can meet again tomorrow.*
 (= It is *possible* for us to meet again tomorrow.)
 b. *It has to be done quickly.*
 (= It is *necessary* to do it quickly.)
 (14) a. *John can speak Japanese.*
 (= To speak Japanese is *possible* to John.)
 b. *If you must smoke (= can't help smoking), use an ashtray.*

(13)の(準)法助動詞は、各文の命題が表す「ある事柄の [生起] がなんらかの事情によって可能／必要であること」を表す(「中立的動的法性」(*neutral dynamic modality*))。(14)の法助動詞は、「文の主語 [の指示対象] にとって [命題の表す] ある事柄を [生起させる] ことが可能／必要(不可欠)であること」、すなわち、「主語 [の指示対象] の能力／性癖」を表す(「主語指向的動的法性」(*subject-oriented dynamic modality*)) (中野 1993: 31-2)。

以上のような多義性 (*polysemy*) を持った法助動詞を含む文の多くは、文脈から取り出すと、多義性 (*ambiguity*) を持つ。

- (15) a. *You may have a bottle.*
 (1) ひょっとすると、あなたは瓶を持っている) [認識的]
 (2) あなたは、瓶を持つことが／一瓶飲むことが許されている) [義務的]
 b. *You must be very tolerant.*
 (1) あなたはたいへん寛容であると、私は結論づけざるを得ない) [認識的]
 (2) あなたは、たいへん寛容であるように要請されている) [義務的]

[Huddleston 1984: 166]

1. 3. 2 法性の基本概念

法助動詞が表す複数の意味は、「異なった法性にまたがって」、それぞれ、「*'possibility'*、*'necessity'*」といった単一の法概念を共有している。たとえば、*can*, *may*, *must* が表す各種の意味は、それぞれ、次のように、「そのような法概念をその意味の中核として含んでいる」(法助動詞に添えた下付き文字の *E*, *DE*, *DY* は、当の法助動詞が、それぞれ、認識的、義務的、動的用法で用いられていることを示している)。

- (16) a. *He can't_E be there.*
 (= It is not *possible* that he is there.)

- b. You *can*_{DE} go home.
 (= I *permit* you [= I declare it is *possible* for you] to go home.)
- c. He *can*_{DY} speak Spanish.
 (= To speak Spanish is *possible* to him.)
- (17) a. He *may*_E be there.
 (= It is *possible* that he is there.)
- b. You *may*_{DE} go home.
 (= I *permit* you [= I declare it is *possible* for you] to go home.)
- c. You *may*_{DY} lead a horse to water, but you can't make it drink.
 (= It is *possible* (for you) to lead a horse to water, but...)
- (18) a. He *must*_E be there.
 (= It is *necessarily* the case that he is there.)
- b. You *must*_{DE} stay here.
 (= I *require* you [= I declare it is *necessary* for you] to stay here.)
- c. It *must*_{DY} be done at once.
 (= It is *necessary* to do it at once.)

個々の法助動詞の各種の意味がこのように中核的意味（「核意味」(core meaning)）を共有しているとすれば、「各種の意味間の関係は核意味を基礎にして捉えることができる」。「一つの法助動詞の各種の意味……はその核意味の変種と見なすことができる」のである。他方、「異なった法助動詞間の意味関係も、それぞれの法助動詞が持つ核意味間の関係として捉えることが可能である」。全体として、「個々の法助動詞の多義性、および異なった法助動詞間の意味関係は核意味を基礎にして体系的に説明できる」と言えそうである（中野 1993:175-6）。

認識的法性、義務的法性、動的法性のいずれにおいても、法性の基本概念は「可能性」と「必然（要）性」という論理学的な概念であった。しかし、これら二つの論理学的概念だけで英語の法性のすべてを扱えるわけではない。次の例における法助動詞 *will* の意味は、「可能性」、「必然（要）性」とは直接関係がない。

- (19) a. John *will* be there by now. [蓋然性]
 b. Ask him if he *will* have some cake. [意志]

それでも、*will* が表す「蓋然性」(probability) は、「命題の真偽に関する話者の判断」を表すという点で、認識的法性的一种と見なすことができ、「意志」(volition) は、「主語 [の指示対象] に内在する欲求から生まれる主語 [の指示対象] の意志」であるから、(14)の *can* や *must* の場合と同様に、主語指向的動的法性的一种と見なすことができる。*can*, *may*, *must* などと同じく法助動詞という部類に属する *will* の意味が、*can*, *may*, *must* などの意味と同様に三種類の法性に分類できるとすれば、*will* の意味を取り込むことができる理論的枠組みのほうが、英語の法性を扱うものとしてはより適切である（中野 1993:35-6）。

1. 4 法助動詞と発話行為

法性という意味的なカテゴリーは、要するに、「事実の断言 (factual assertion) [という無標の (unmarked) 項] と、さまざまな種類の非事実性 (non-factuality) かつ／または非断言 (non-assertion) [という有標の (marked) 諸項] との対立」(Huddleston 1984: 164) である。

1. 4. 1 遂行性

ある種の法助動詞は、「それを含む文に独自の発話の力 (illocutionary force) を付与する」。そのような法助動詞を含む文は、「発話された場合、それぞれ独自の発話行為 (speech act) を行なう」のである。中野 (1993) は、「文に発話の力を付与する (すなわち、文になんらかの発話行為を行なわせる) 機能」を「遂行性」(performativity) と、そういう性質を持つことを「遂行的」(performative) と呼んでいる (中野 1993: 3-4)。

遂行動詞を含む明示的遂行文 (explicit performative) (例. I *promise* I will come back.) を除いて、「法助動詞を含まない平叙文、疑問文は、(間接的発話行為としてではなく) 直接的な発話行為としては、それぞれ、〈陳述〉[〈主張〉、〈断定〉などの総称]、〈質問〉という発話行為を遂行する」。

- (20) a. John lives in Japan. 〈陳述〉
b. Where does John live? 〈質問〉

これに対して、「義務の源が話者であることを含意する」種類の「義務的法性を表す」法助動詞 (遂行的義務的法助動詞) を含む平叙文は、「〈陳述〉以外の発話行為を遂行する」。

- (21) a. You *must* be very careful. (細心の注意を払うように) 〈要請〉
b. You *may* be at home. (家にいてよろしい) 〈許可〉

これらの文に対応する、法助動詞を含まない文

- (22) a. You are very careful.
b. You are at home.

は、直接的には〈陳述〉という発話行為しか遂行しないので、(21)で「〈陳述〉と異なる発話行為を遂行させているものは法助動詞」である。こういう場合の法助動詞は、「遂行的 (performative) 性格を持つ」と言える (中野 1993: 95-6)。

1. 4. 2 陳述緩和作用

主観的「認識的法助動詞」は、「平叙文が遂行する〈陳述〉という発話行為の発話の力を『緩和』する機能」を持つ。たとえば、

- (23) He is sick.

という「定言的 (categorical) な平叙文」は、〈陳述〉という発話行為を遂行し、「彼が病気である」という命題を事実として「断定」する。話し手は聞き手に、この命題についての「言質」を与えることになる。これに対して、主観的認識的法助動詞を含む、

(24) He *may* be sick. (彼は病気かもしれない)

という文においては、法助動詞が「〈陳述〉の持つ断定の力を緩和」し、「彼が病気である」という命題について「言質を与えることを避ける、ばかし言葉 (hedge)」として機能する。

(25) He *must* be sick. (彼は病気にちがいない)

という文における *must* にも、(23)の「定言的発話の無条件で絶対的な断定」とは対照的に、「彼が病気である」という命題が事実である「必然性を裏付ける根拠があることを言外に含意する」点で、「断定の力を『緩和』する機能」がある (中野 1993: 97)。

命題のみが表明され、命題が真実であるという話し手の「信念」が言外に含意される「定言的平叙文」を発すると、「命題……の真実性について話者が確固たる知識 (証拠) を持っていて、それを断言する」という印象を聞き手に与えることになる。これに対して、「『信念』を修飾する (緩和しないしは強調する) 表現」の一種である主観的認識的法助動詞を含む文を発すると、命題に対する話し手の心的態度自体を聞き手に表明することになり、「定言的平叙文を発した場合に与える独断的、断言的な印象を避ける」ことができる。主観的認識的法助動詞が、「聴者との対人関係に配慮がなされなければならない会話の場」で用いられるのは、そのような「断言的印象回避の機能」に起因する (中野 1993: 102-4)。

2. 核意味分析のアプローチ

次に、英語法助動詞の意味体系の指導の点から見た、中野 (1993) (および Nakano (1983)) による核意味分析の核心を述べていく。

英語法助動詞のそれぞれには、各種の意味の中核としての核意味が存在し、各種の意味は、認識的法性、義務的法性、動的法性という三種類の法性にまたがっている。また、法助動詞の意味は、「発話の力+命題」という「発話の意味構造」の点から見ると、命題にかかわる意味 (「命題の意味」) と発話の力にかかわる意味 (「発話内的意味」) という二種類に分けられる。動的法助動詞の中立的 (命題指向的) / 主語指向的の区別は、命題の意味に関するものである。主観的認識的法助動詞の陳述緩和作用や、遂行的義務的法助動詞の遂行性は、発話内的意味に分類される。このように、法助動詞の意味には、「1) 核意味、2) 法性 (の種類)、3) 発話の意味構造とのかかわり (命題の意味と発話内的意味の区別)」という三つの面がある (中野 1993: 177)。

法助動詞の核意味は、「発話の場」 (法助動詞を含む文が何らかの発話行為を遂行する場) を背景として、「文脈的要因」との相互作用によって特定の意味を生み出す。これは、聞き手の側から言えば、「発話の場・文脈的要因・核意味という三者の相関関係から特定の意味を割り出す」ということである (中野 1993: 192-3)。

中野 (1993) は、文脈的要因として、「Ⅰ) 証拠、状況、義務の源 (法律、道徳、規則等) など核意味に作用して多様な意味 (法性) を派生させる言語外的要因、Ⅱ) 命題の種類 (真実性が

問題となる命題、実現されることが話者（聴者）によって要求されている命題、といった種類）、Ⅲ）法助動詞を含む文の……発話の意味構造」という三つを想定している（中野 1993：194－5）。法助動詞が表す法性は、次の六種類に分けられる。

- 1) 認識的法性
 - Ⅰ) 主観的認識的法性
 - Ⅱ) 客観的認識的法性
- 2) 義務的法性
 - Ⅰ) 遂行的義務的法性
 - Ⅱ) 非遂行的義務的法性
- 3) 動的法性
 - Ⅰ) 主語指向的動的法性
 - Ⅱ) 中立的（命題指向的）動的法性

中野（1993）によれば、法助動詞が表す各種の法性は、「法助動詞に内在する」意味ではなく、「法助動詞が（固有に）持つ核意味と、上述の文脈的要因の相互作用」によって生み出されるものである。各法助動詞の個々の意味は、文脈的要因に依存して決定される。たとえば、法助動詞が表す主観的認識的法性や遂行的義務的法性は、「法助動詞自体が表す意味」ではなく、「法助動詞が用いられている文そのものの意味」の中から、法助動詞が「引き出す」と捉えるべきものである（中野 1993：236－7）。

文に含まれている法性を法助動詞が引き出すと捉えるならば、法助動詞を含む文の意味構造（発話の意味構造）が問題となる。しかし、以下では、文脈的要因を、法助動詞の核意味の一般的式型に変項として組み込まれている命題の種類と言語外的要因とに限定して、述べていく。

2. 1. 核意味の意味成分

法助動詞の核意味の「核」を成すものは、「意味核」である。これは、核意味の意味構造から文脈的要因を表す変項を取り去ったときに残る成分である。can / may, must の核意味は、原素的な（primitive）要素として、それぞれ、‘possible’、‘necessary’ という概念を含む（ただし、may と must に関しては、修正が必要である）。このような原素的概念が意味核である（中野 1993：195－6）。

法助動詞の意味は、意味核を含むだけでなく、「話者に命題が真であることが‘possible’ / ‘necessary’ と判断させる」[認識的用法の場合]、「命題 [内容] の実現を‘possible’ / ‘necessary’ にする」[義務的用法の場合]、命題内容の生起・存在を‘possible’ / ‘necessary’ にする [動的用法の場合]「言語外的要因」（「外的要因」）が存在することを含意する。まず、認識的用法の法助動詞を含む文を見てみよう。

(26) Mary *may_E* / *must_E* be at home.

この文は、命題が真である可能性／必然性が存在することを表明するだけでなく、「可能／必然であると話者が判断する根拠」が存在することを含意する。次のように、判断の根拠が明示され

る場合もある。

- (27) Mary's light is on. She *must*_E be at home. She *can't*_E be out.

義務的用法の法助動詞を含む文、たとえば、

- (28) You *can*_{DE} / *may*_{DE} / *must*_{DE} go to bed now.

は、命題内容の実現が可能／必要であることを表明するだけでなく、「命題 [内容] の実現を可能／必要にする義務の源」が存在することを含意する。動的用法の法助動詞を含む文、たとえば、

- (29) a. John *can*_{DY} run very fast.
b. I *can*_{DY} see you next week.

は、主語の指示対象にとって命題内容を生起させることが可能であることを表明するだけでなく、「その [生起] を可能にする体力」が「主語」の指示対象に存在する [(29 a)の場合] こと、または、「その [生起] を可能にする状況」が存在する [(29 b)の場合] ことを含意する (中野 1993 : 196-7)。

このように、*can*, *may*, *must* の意味は、意味核として、'possible' / 'necessary' という意味成分を含むだけでなく、命題の真実性の判断、命題内容の実現、命題内容の生起・存在を 'possible' / 'necessary' にする外的要因という意味成分の存在を含意する。*can*, *may*, *must* の意味核 'possible' / 'necessary' と外的要因との関係は、外的要因が命題の真実性の判断、命題内容の実現、命題内容の生起・存在を 'possible' / 'necessary' にするという「原因作用」(causation)の関係である。外的要因を変項 X で、それが行う原因作用を述語 'CAUSE' で、命題の種類を変項 P で表し、意味核 'possible', 'necessary' をそれぞれ略号 'POSS', 'NEC' で表して、核意味の意味核と変項の関係を示すと、次のようになる。

- (30) CAUSE (X, POSS / NEC (P))
[= X causes P to be possible / necessary]

これが *can*, *may*, *must* の核意味の原型である (中野 1993 : 198)。

意味核 POSS / NEC も変項で表すと、次のような核意味の表示の一般的式型が得られる (中野 1993 : 235-6)。

- (31) CAUSE (X, MM (P))
〈注〉 MM は意味核の略号

(30)あるいは(31)で問題となるのは、この核意味の意味構造が「法性の区別」をどのようにして行うかということである。法性の区別は、文脈の変項、とりわけ命題変項 P に依存する (中野 1993 : 198)。

2. 2 命題の種類

命題の種類を表す変項 P の値は、「真理命題、行為命題、単純命題」の三つである。(30)あるいは(31)の核意味が行う法性の区別の、命題変項 P への依存関係は、次のとおりである(中野 1993:202)。

認識的法性：P の値が真理命題の場合

義務的法性：P の値が行為命題の場合

動的法性：P の値が単純命題の場合

「真理命題」(truth proposition)は、「ある事柄が真(true)である」という命題である。「行為命題」(action proposition)は、ある事柄が「ある人物」(聞き手など)によって「実現(実行)されるべき」であるという命題である(中野 1993:199, 200-1)。

真理命題と行為命題は、ある人物(話し手など)の「命題態度(信念、願望……など)に関係する内容」を含む。「単純命題」(plain proposition)は、「このような命題態度と無関係に、単純に出来事(event)や状態(state)を表現する」命題である。真理命題と行為命題は、単純命題と、ある人物の「命題態度の反映」とから成る「複合命題」なのである。(中野 1993:201)。

真理命題は、「単純命題が真(true)である」という命題である。単純命題を'*p*'で表し、「真である」ということを'TRUE'という述語で表すと、真理命題は、次のような複合命題として表示できる(中野 1993:202)。

(32) 真理命題：TRUE (*p*) [= it is true that *p*]

行為命題を構成する要素は、「実現されるべき」単純命題と、それを実現する人物(「行為実行者」)である。単純命題を'*p*'で、行為実行者を Y で表し、「実現されるべきである」ということを'to BRING ABOUT'という述語で表すと、行為命題は、次のような複合命題として表示できる(中野 1993:218)。

(33) 行為命題：Y to BRING ABOUT (*p*)
[= for Y to bring about *p* or that Y bring about *p*]

なお、行為命題に含まれる単純命題の内容は、「行為者が自分の意志で実行できる」(self-controllable)ものでなければならない(中野 1993:273)。

2. 3 言語外的要因

命題の種類を表す変項 P と言語外的要因を表す変項 X の間には、どのような対応関係があるのだろうか。

法助動詞が認識的法性を表す場合、命題の種類は真理命題である。このような場合の外的要因は、その単純「命題が真である可能性／必然性がある」という話者の判断を導き出す何らかの証拠、すなわち、別の「真理命題」である。たとえば、

- (34) He hasn't arrived here yet. He *may / must* have met with an accident.

という文脈では、he-have-not-arrived-here-yet という命題が真であることが、「彼は事故にあったかもしれない／にちがいない」という判断を話し手が下す根拠となる(中野 1993:317-8)。

法助動詞が義務的法性を表す場合、命題の種類は行為命題である。このような場合の外的要因は、「義務の源」である。というのは、その行為命題が表す「[実現されるべき] 事態が実現されるよう(されるべきであると) 願望(ないしは判断)する主体」が義務の源だからである(中野 1993:318)。

義務の源は、「対話の当事者(話者と聴者)」であることがある。平叙文で義務の源が話し手である場合には、法助動詞は遂行的義務的法性を表す。対応する疑問文では、義務の源は聞き手となる。

- (35) *May / Can / Must* I leave now?

義務の源は、「話者や聴者以外のもの」であることもある。この場合、法助動詞は非遂行的義務的法性を表す(中野 1993:318-9)。

- (36) a. You *can't* smoke in here.
 (= You are not permitted to smoke...)
 b. Books and printed matter *must* be mailed in different sacks.
 (= Books and printed matter are required to be mailed...)
 (37) a. *Can* we park here?
 (= Are we permitted to park here?)
 b. It's time to go. — Oh, *must* I go? (= am I required to go?)

動的法性の場合、命題の種類は単純命題である。このような場合の外的要因は、「自然界の状況」である。単純命題の表す事態は「心理現象も含めて自然界の状況」であるので、その「単純命題の表す事態の[生起] / 存在を引き起こす原因」となる外的要因も自然界の状況である。たとえば、

- (38) I *can't* play the piano.

の *can* が動的法性(「能力」「状況的能力」)を表すと解釈される場合には、「私がピアノを弾く」ことを不可能にする外的要因は、「主語[の指示対象]に内在する、またはそれを取り巻く自然界の状況」(技能の欠如、状況が許さないこと)である(中野 1993:319-20)。

主語指向的動的法性と中立的(命題指向的)動的法性の区別は、外的要因の種類に由来する。外的要因が「主語[の指示対象]に内在するもの」である場合には、主語指向的動的法性が、外的要因が「主語[の指示対象]の外側にある状況」である場合には、中立的(命題指向的)動的法性が生み出される(中野 1993:320)。

2. 4 意味核

2. 1 では、*may* と *must* の意味核が、それぞれ、'POSS' と 'NEC' であると述べた。しかし、これらの概念を意味核とするのは *can* と *need* (have to) であり、*may* と *must* はこれらとは少し異なった意味核を持つ。論理的には、*may* と *can* は「可能性」系列、*must* は「必然性」系列に属する法表現である（中野 1993:203）。

それぞれの法助動詞の意味核は、その法助動詞と他の法助動詞の意味を対比することによって、あばき出される。

可能性系列に属する *may* と *can* のうち、「純粹に可能（性）を表す」*can* の意味核は、'POSS' [= possible] である。「無障害」を意味する *may* の意味核は、'N-POSS' [= not prevented] である。*can* の意味核 'POSS' が「能力に由来するいわば『積極的可能性』」を表すのに対して、*may* の意味核 'N-POSS' は「障害が無いということから生じる『消極的可能性』」を表すものである（中野 1993:208, 209-10）。

「可能（性）」(possibility) という概念の法的な種類のうち、いま、命題が真である可能性（認識的可能性）ではなく、命題内容の生起・存在の可能性（動的可能性）と命題内容の実現の可能性（義務的可能性）という二つについて考えてみよう。たとえば、

(39) *Mary can dance.*

- (1) *Mary* にはダンスをする技能がある) [能力]
- (2) *Mary* はダンスをすることが可能である状況にある) [状況的能力]
- (3) *Mary* はダンスをしてよろしい) [許可]

という文の *can* が表す可能性は、*Mary-dance* という命題内容の生起、実現を可能にする言語外的要因の違いによって、主語の指示対象に内在する能力に由来する「内在的可能性」(intrinsic possibility) [1] の場合] と、主語の指示対象の外部に存在する何らかの外的要因に由来する「外在的可能性」(extrinsic possibility) という二つに分類される。後者の外在的可能性は、命題内容の生起、実現を可能にする外的要因が義務の源であるかどうかによって、さらに分類される [3], 2) の場合]。 *can* は内在的可能性（主語の（指示対象の）能力）を表すことができるうに、外的要因が義務の源以外の何かである外在的可能性（状況的能力）や、外的要因が義務の源である外在的可能性（許可）を表すことができる。これに対して、*may* が表す、命題内容の生起、実現の可能性は、外的要因が義務の源である外在的可能性（許可）のみである（中野 1993:203-4）。

(40) *You can do it.*

- (1) あなたはそれをする事ができる) [能力]
- (2) あなたはそれをする事が可能である状況にある) [状況的能力]
- (3) あなたはそれをしてよろしい) [許可]

(41) *You may do it.*

- (3) [許可]

今度は、命題内容の実現の可能性（義務的可能性）に限定して、考えてみよう。命題内容の実

現が現実可能となるための条件は二つある。まず、「行為実行者」に「命題 [内容] を実現する能力」がなければならない（「行為実行者の能力」）。さらに、「行為実行者の命題 [内容] の実現を妨げるものがない」ことが必要である（「無障害」）。「行為実行者の能力」の条件が満たされている文脈（状況）では、「無障害」の条件が満たされていることを表明するだけで、命題内容の実現可能性が含意される。can は「行為実行者の能力」の条件が満たされていることを表すのに対して、may は（その条件が満たされていることを前提として）「無障害」の条件が満たされていることを表す。たとえば、

(42) They *can* play tennis.

(43) They *may* play tennis.

という二つの文のうち、「テニスをすることができる」という「主語の [指示対象の] 潜在的能力」を表すことができるのは、can を含む(42)だけである。さらに、can は「状況的能力」（＝「状況が許すので、主語 [の指示対象] が実際にその能力を発揮できる」という意味）（例、天候が許すので主語の指示対象は能力を発揮して「テニスをすることができる」）を表すことができる。この意味の場合、「主語 [の指示対象] がその能力を発揮できる」という部分は表明されるのに対して、「状況（たとえば、天候）がそれを許す」という部分は含意される。may はこの意味も表すことができない。それは、may が「命題 [内容] の実現を妨げる外的要因がない」という「無障害」の意味は表明するが、「主語 [の指示対象] が命題 [内容] 実現の能力を発揮できる」という意味は含意するからである。may を含む(43)が表明する意味は、

(44) Nothing prevents them from playing tennis.

というパラフレーズで示すことができる。they-play-tennis という「命題 [内容] を主語の [指示対象] が実現したいという願望を持ち、話者がその実現を左右する権限を持つ文脈」で(43)が発せられた場合、「命題 [内容] の実現……を話者が『妨げない』と宣言した」ことになり、(43)は「許可」（義務的法性）を表す。他方、they-play-tennis という「命題の事実性が問題にされる」文脈では、(43)は、

(45) Nothing prevents it from being true that they play tennis.

という意味の認識的可能性（認識的法性）を表すと解釈される（中野 1993：208－9）。

次に、必然性系列においては、「単純に必要な意を表す」need（や準法助動詞 have to）の意味核は 'NEC' [= necessary] であるのに対して、「命題 [内容] を実現するよう、または、命題を真と判断するよう、行為実行者や話者を拘束する（[に] 強制する）」という意味を表す must の意味核は 'BOUND' [= bound] である（中野 1993：208）。

「必然（要）性」（necessity）という概念の法的な種類のうち、命題内容の実現の必然性（義務的必然性）について考えてみよう。must は、「単なる必要（necessity）」を表す need / have to とは異なり、「『どうしても（是非）…する必要がある（しなければならない）』という強い必要」、すなわち、「強制（compulsion）」を表す。次のような文脈で、must を用いるのは不自然

であるのに対して、単なる必要を表す他の表現は不自然ではない（中野 1993: 204, 206-7）。

- (46) ?? I *must* / I *have to* get this paper in, but I guess I'll go to the movies instead.

次のような文で、*must* は、*have to* よりも強く、「逃れられない義務」(inescapable obligation) という意味を表す (Alexander 1988: 228)。

- (47) You *must* phone home at once. It's urgent.

must の意味の本質は、「必ず…で(…し)なければならない」という、命題の真実性の判断／命題内容の実現に対する強制という概念である。たとえば、

- (48) a. You *must_E* be joking.
b. He *must_E* have been here.

という文に含まれる認識的用法の *must_E* は、you-be-joking, he-have-been-here という命題が「必ず真でなければならない」(be bound to be true) という強制の意味を表す (中野 1993: 215-6)。「証拠が、命題が真であると判断するよう話者を拘束(強制)する」という意味を表す (中野 1993: 207-8) のである。

最後に、可能性系列にも必然性系列にも属さない *will* は、どのような意味核を持っているのだろうか。*will* の意味核は、中野(1993)流に表示すれば、「傾向性」を表す 'DISPOSED' [= disposed] である (Nakano 1983: 21)。

たとえば、

- (49) John *will* leave tomorrow.

という文は、John-leave-tomorrow という命題内容を主語の指示対象が生起させたいという欲求を持っていることが問題にされている文脈では、

- (50) John is disposed [= willing] to leave tomorrow.

という意味の主語指向的動的法性(意志)を表すと解釈される。他方、John-leave-tomorrow という命題の真実性が問題にされている文脈では、(49)は、

- (51) I am disposed [= inclined] to believe that John leaves tomorrow.

という意味の認識的法性(予測)を表すと解釈される (Nakano 1983: 18-9)。

主観的認識的用法の *will* を含む文、たとえば、

- (52) a. They'll be on holiday at the moment.

b. That'll be the postman.

は、話し手の「判断が知られている事実に基づいている」ことを含意する。このような場合の言語外的要因、すなわち、証拠は、特に、「たいていは真相であること」である (Palmer 1986: 61-2)。

主観的認識的用法において、may は「ある一つの可能な判断」を、must は「ただ一つの可能な判断」を、will は「ある一つの合理的な判断」を表す (Palmer 1986: 62)。この違いは、これらの法助動詞の意味核の違いに帰せられる。

3. 指導過程の全体構造

最後に、以上の考察を踏まえて、英語法助動詞の意味体系の指導過程の全体構造を提示する。

指導過程の全体構造は、法性の区別にしたがって構成することにする。これは、それぞれの法助動詞の核意味の意味核が、その法助動詞と他の法助動詞の意味を対比することによって、あばき出されることによる。そのためには、法性の種類を、したがって、命題の種類・言語外的要因を、一つに固定する必要がある。どの種類の法性を取り扱っているときに意味核を問題にすればいいかは、法助動詞によって異なる。

法性という意味的なカテゴリーが、事実の断言という無標の項と、さまざまな種類の非事実性かつ／または非断言という有標の諸項との対立であるとしよう。そうすると、相対的に有標性の高い法性として挙げられるのは、第一に、事実の断言である〈陳述〉という発話行為を遂行する無標の法性と最大限に対立する、非断言に属する〈要請〉・〈許可〉という発話行為を遂行する遂行的義務的法性であり、第二に、事実の断言である〈陳述〉という発話行為を遂行する無標の法性の発話の力を緩和する機能を持ち、命題を事実として断定することを避けるという意味で非事実性にかかわる主観的認識的法性である。これら二つの法性は、それぞれ、命題の種類・言語外的要因を同じくする非遂行的義務的法性、客観的認識的法性と、話し手の関与の有無によって区別される。

また、法助動詞の各種の意味は、意味核を含むだけでなく、単純命題の真実性の判断、単純命題の内容の実現、単純命題の内容の生起・存在を MM (=意味核の内容) にする言語外的要因の存在を、一般には、含意する。法助動詞の核意味 CAUSE (X, MM (P)) において、意味核 MM と言語外的要因 X との関係は、X が命題 P を MM にするという原因作用 (述語 CAUSE で表される) の関係である。ただし、この言語外的要因の原因作用は、義務的法性の場合に限って、表明される (中野 1993: 378, 注 1))。義務的法性において、行為命題 P (=単純命題 *p* の行為実行者による実現) を、can/may は、義務の源 X が可能にする／妨げないことを表明し、must は、義務の源 X が強要することを表明する。

そこで、指導過程において最初に取り扱う法性を、義務的法性とする。これは、義務的法性においては、言語外的要因の原因作用が表明されることが、言語外的要因とその原因作用を明示的なものとして取り扱うことを可能にすることによる。また、この法性は、無標の法性が遂行する〈陳述〉とは別の発話行為である〈要請〉・〈許可〉を遂行するという点で最も有標性の高い法性である遂行的義務的法性の、上位部類でもある。

第二に取り扱う法性は、認識的法性である。この法性は、事実の断言である〈陳述〉という発話行為を遂行する無標の法性の発話の力を緩和する機能を持ち、命題を事実として断定することを避けるという意味で非事実性にかかわるという点で二番目に有標性の高い法性である主観的認

識的法性の、上位部類である。

第三に、もっぱら、話し手の関与が認められず、無標的法性とは、発語内的意味に関しては対立せず、命題の意味に関してのみ区別されるという点で最も有標性の低い法性である動的法性を取り扱う。

指導過程の本体部分で三種類の法性を取り扱うのに先立って、導入部では、法助動詞の弁別的な形式的（＝形態論的・統語論的）特性を明らかにする。さらに、この指導過程が、最も中心的な法助動詞 *can*, *may*, *must*, *will* の意味を学習者が探究していくためのものであることを予告する。なお、法助動詞を含む文の意味が、命題（文の、法助動詞を除いた部分が表す）と法性（＝命題の捉え方およびその提示の仕方）にかかわる部分から成ることは、最初の法性を取り扱うときに、問題にする。

以上のことをまとめると、英語法助動詞の意味体系の指導過程の全体構造は、次のようになる。

- 「0. 助動詞とは何か」（導入部；「助動詞」を法助動詞の意味で用いる）
- 「1. 義務・許可」（義務的法性を取り扱う）
- 「2. 話し手の判断」（認識的法性を取り扱う）
- 「3. 事柄から新しい事柄をつくる」（動的法性を取り扱う）

ここで、「3. 事柄から新しい事柄をつくる」という部分で取り扱う内容について、補足しておこう。確かに、直接的な発話行為に関するかぎり、動的法性は、最も有標性が低い。しかし、動的法助動詞を含む文は、「間接的発話行為として〈依頼〉などの[独自の]発話行為を遂行する」ことがある。

- (53) a. *Can you pass the salt?* (塩を取ってくれませんか)
- b. *Will you shut the door?* (ドアを閉めてくれませんか)

これらの文は、もともとは、「聞き手の能力や意志」について質問する文であるが、「非常に固定的かつ慣用的に」〈依頼〉という発話行為を間接的に遂行する。しかし、*Can/Will you...?* が表す〈依頼〉の意味は、法性とはかかわりがなく、*can* や *will* の「意味論的分析」の対象となる、というよりは、「語用論的分析」の対象となる遂行性である（中野 1993: 96-7）。

また、動的法性を表す *can* を含む文は、〈申し出〉という発話行為を間接的に遂行することもある。

- (54) *I can do the shopping for you, if you're tired.*
(お疲れでしたら、買い物をして差し上げますよ)

法助動詞のこれらの「語用論的含意」は、認識的法性、義務的法性、動的法性にかかわる、法助動詞の「意味論的」語義と同性質のものではない。しかし、「法助動詞特有のかなり慣用的な意味」ではある（中野 1993: 90-1）。

以上のように、動的法性は、法助動詞を含まない平叙文、疑問文が直接的な発話行為として遂行する〈陳述〉、〈質問〉とは別の発話行為を間接的な発話行為として、しかし、非常に固定的か

つ慣用的に、遂行することがある。このような語用論的含意は、動的法助動詞の意味論的語義と関係づけて教える必要がある。

参 考 文 献

- Alexander, L. G. 1988. *Longman English Grammar*. London : Longman.
- Huddleston, R. 1984. *Introduction to the Grammar of English*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Huddleston, R. 1988. *English Grammar : An Outline*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Nakano, H. 1983. "On the Core Meaning of *Will*". *Linguistics and Philology* 4, Tokyo : Eihosha, pp. 1-27.
- 中野弘三. 1993. 『英語法助動詞の意味論』. 英潮社.
- Palmer, F. R. 1986. *Mood and Modality*. Cambridge : Cambridge University Press.